

## 令和4年度増殖基準数量について

### 1 増殖基準数量の考え方

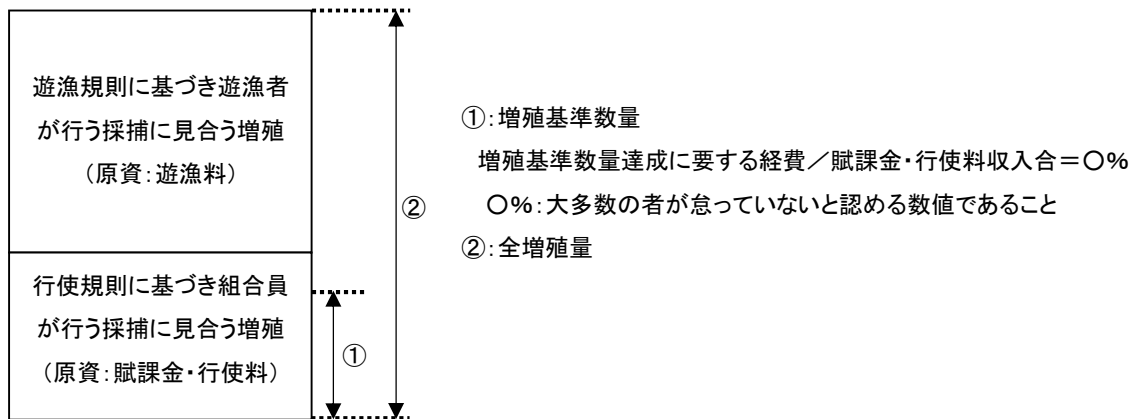
#### (1) 増殖基準数量の定義

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる（漁業法第169条第1項）。

#### 増殖基準数量：漁業権者が増殖を怠っていないかどうかを判断するための基準数量

#### (2) 増殖基準数量の決定方法

- ・平成26年度以降、5年を目処に増殖基準数量を見直すこととしている。
- ・平成30年度に5年後（令和5年度）の組合員の賦課金（行使料）見込み等の調査を実施し、令和元～5年度の増殖基準数量を以下の方法により算出した数量に決定した。



#### ①基本

基準数量の達成に要する経費/令和5年度賦課金（行使料）見込み額≒65%となるよう調整した基準数量=令和元～5年度の増殖基準数量

【加古川、揖保川、千種川、円山川、竹野川、矢田川、岸田川】

#### ②組合員の拠出する賦課金（行使料）が少ない河川（年間8,000円/人未満）

基準数量の達成に要する経費/令和5年度賦課金（行使料）見込み額≒80%となるよう調整した基準数量=同上

【武庫川、市川水系】

#### ③組合員の拠出する賦課金（行使料）が極めて少ない河川（年間3,000円/人未満）

基準数量の達成に要する経費/令和5年度賦課金（行使料）見込み額≒90%となるよう調整した基準数量=同上

【猪名川水系、羽束川】

#### ④組合員が極めて少ない河川

現行どおり

【夢前川、竹田川】

## 2 令和4年度増殖基準数量

(委) 資料1-2のとおり

(参考)

### 増殖義務の履行担保について

#### (1) 令和元年度まで

- ・第五種共同漁業権者には、改正前の漁業法第127条（現法第168条）により増殖義務が課せられていたが、その履行を担保する仕組みは法定化されていなかった。
- ・このため、水産庁の技術的助言により本県は、漁業権の対象となっている水産動植物ごとに増殖目標（増殖基準数量）を定め、「委員会指示」という形で県公報に登載し、増殖義務の履行を担保してきた。

漁場計画の樹立について【抜粋】（平成24年6月8日付け47水漁第5463号）

第二 共同漁業について

#### 7. 第五種共同漁業について

##### イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。（中略）

知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施量等の報告を求めることとしてください。

#### (2) 令和2年度以降

令和2年12月1日に施行された改正漁業法では、

- ①漁業権者は、年1回以上の増殖義務の履行状況等、漁業権の活用状況を知事に報告しなければならない（法第90条第1項）
- ②知事は、漁業権者からの報告を内水面漁場管理委員会に報告しなければならない（法第90条第2項）
- ③知事は、漁業権者からの報告により漁業権漁場を「適切かつ有効」に使用しているか否かを判断し、増殖義務を怠るなど「適切かつ有効」に使用していない場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて必要な指導、勧告を行う（法第91条関係）

とされ、増殖義務（漁業権の適切利用）の履行担保の仕組みが法定化\*された。

（※知事が指導勧告を行うこととされた）

よって、令和2年度からは「委員会指示」ではなく、「内水面漁場管理委員会告示」の形で県公報に登載し増殖基準数量を周知することとしている。

## 漁業法【抜粋】

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。(後段略)

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。